

開発事業等におけるまちづくりに関する条例

(平成12年3月30日)

(西宮市条例第74号)

(防災対策)

第9条 開発事業を行う事業主は、地形、地質その他の地盤条件の調査を十分に行い、地震、火災、浸水その他災害に対する対策を講じるよう努めなければならない。

開発事業等におけるまちづくりに関する条例施行規則

(平成12年3月31日)

(西宮市規則第115号)

(中高層建築物の建築の届出)

第18条 条例第14条第1項(条例第18条において準用する場合を含む。)の規定による建築計画の届出は、第15条第3項の開発事業計画書又は前条の小規模開発事業計画書の提出の際に、中高層建築物建築計画書に次に掲げる書面及び図書を添えて、正本1部を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 建築物各階の平面図、立面図(4面)及び断面図(2面)
- (4) 日影図(配置図に冬至日における午前8時から午後4時までの間の30分ごとの日影及び水平面に生じさせる日影の等時間日影線を示し、かつ、日影により影響を受ける住宅及び土地の区画を記入したもので、地盤面のもの及び地盤面から4メートルの高さのものに限る。)
- (5) 電波障害予想範囲計画書
- (6) 電波障害予想範囲図
- (7) 近隣協議報告書
- (8) 近隣協議先範囲図
- (9) 委任状
- (10) その他市長が必要と認める書面及び図書

前項の届出は、敷地面積が500平方メートル以上であり、かつ、換算戸数が10以上である建築計画(西宮撓曲における建築計画を除く。)である場合で、市が作成した地質活断層図又は国土地理院が作成した都市圏活断層図に記載されている活断層線による影響を受けるおそれがあると市長が認めるときは、前項各号の書面及び図書のほか、地質調査報告書を添えて行わなければならない。